

第百六十六回国
参議院農林水産委員会會議録第十一号

平成十九年五月十日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月八日

辞任

平野 達男君

補欠選任

小川 勝也君

出席者は左のとおり。

委員長

加治屋義人君

理事

岩城 光英君

常田 享詳君

主演 了君

和田ひろ子君

委員

岩永 浩美君

国井 正幸君

野村 哲郎君

小川 敏夫君

ツルネ マチ子君

松下 新平君

福本 潤一君

渡辺 孝男君

紙 智子君

国務大臣

松岡 利勝君

副大臣

国井 正幸君

大臣政務官

永岡 桂子君

農林水産大臣政務官

鈴木 朝雄君

事務局側

常任委員会専門員

本日の會議に付した案件

○漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関する公
共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律
の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送
付)

○委員長(加治屋義人君) ただいまから農林水産
委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る八日、平野達男委員が委員を辞任され、そ
の補欠として小川勝也委員が選任されました。

○委員長(加治屋義人君) 漁港漁場整備法及び後
進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割
合の特例に関する法律の一部を改正する法律案を
議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。松岡農林
水産大臣。

○国務大臣(松岡利勝君) 漁港漁場整備法及び後
進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割
合の特例に関する法律の一部を改正する法律案に
つきまして、その提案の理由及び主要な内容を御
説明申し上げます。

我が国水産業の基盤である漁場につきまして
は、これまで地方公共団体及び水産業協同組合に
より整備が行われてまいりました。これにより、
沿岸海域におきましては、漁場整備に一定の進捗
が見られるところであります。しかしながら、沖
合漁業の漁獲量は減少傾向にあることから、沖合
海域における漁場整備の推進が喫緊の課題となつ
ております。

また、漁港につきましては、漁港機能の維持向
上を効率的に行うため、民間事業者等の主体性を
生かした既存施設の有効利用を図ることが重要と
なっているところであります。

政府といたしましては、このような課題に対応
するため、この法律案を提出した次第でありま
す。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御
説明申し上げます。

第一に、国が施行する漁場整備事業の創設であ
ります。

漁場整備の施行主体として国を追加し、排他的
経済水域において、国が漁獲可能量を定めてい
る水産動植物で、保護及び増養殖のための措置を
緊急に講ずる必要があるものを対象とする漁場整
備事業を施行することができるとしております。

また、都道府県の財政力に応じて国の負担割合
のかさ上げ特例を講ずる制度の対象として漁場を
追加し、地方の負担を軽減することとしておりま
す。

第二に、行政財産である漁港施設の貸付けに関
する制度の創設であります。

構造改革特区制度の全国展開として、国有財産
法等の規定にかかわらず、行政財産である漁港施
設を、漁港管理者が認定した事業者に貸し付ける
ことができることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内
容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決い
ただきますようお願い申し上げます。

○委員長(加治屋義人君) 以上で本案の趣旨説明
の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとしたしま
す。

本日はこれにて散会いたします。

午前十分三分散会

五月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関す
る公共事業に係る国の負担割合の特例に関す
る法律の一部を改正する法律案

漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関する
公共事業に係る国の負担割合の特例に関す
る法律の一部を改正する法律案

漁港漁場整備法の一部改正

第一条 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百
三十七号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第一号」を「次に、」が施行する
もの又は同号若しくは第二号に掲げる事業で地
方公共団体若しくは「を」国、地方公共団体又は
に改め、同条に次の三項を加える。

2 漁港漁場整備事業で国が施行するものは、
前項第一号に掲げる事業にあつては第三種漁
港又は第四種漁港に係るものに限り、同項第
二号に掲げる事業にあつては次に掲げる要件
のいずれにも該当する事業であつて政令で定
めるものに限るものとする。

一 我が国の排他的経済水域において施行さ
れるものであること。

二 海洋生物資源の保存及び管理に関する法
律(平成八年法律第七十七号)第二条第六項
に規定する第一種特定海洋生物資源又は同
条第七項に規定する第二種特定海洋生物資
源のうち、これらの資源の数量その他の状
況を勘案して、その保護及び増殖又は養殖
のための措置を緊急に講ずる必要がある水
産動植物であつて、保護のための措置が講
じられているものを対象とするものである

こと。
三 その事業が施行されるべき海域において施行される場合に著しい効果があると認められるものであること。

3 前項の政令においては、第一項第二号に掲げる事業が施行されるべき海域、当該事業の対象とする水産動植物の種類、当該事業の内容その他の当該事業の施行に必要な事項を明らかにしなければならない。

4 農林水産大臣は、第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

第十九条第七項中「ついでには、」の下に「第二項及び」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「ついでには、」の下に「第二項及び」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 農林水産大臣は、前項の規定により特定漁港漁場整備事業計画(第四条第一項第二号に掲げる事業に係るものに限る。)を定めようとするときは、関係広域漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

第十九条の二第四項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第二十條第一項中「特定漁港漁場整備事業の下に」のうち第四条第一項第一号に掲げる事業を加え、同条第五項中「第二項又は第三項を」第四項又は第五項に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「国以外の者を」地方公共団体又は水産業協同組合に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 国が特定漁港漁場整備事業のうち第四条第一項第二号に掲げる事業を施行する場合に

は、国は、政令で定める基準に従い、その費用の一部を当該事業により著しく利益を受ける都道府県の同意を得て、これに負担させることができる。

3 前項の都道府県が同項の同意をしようとするときは、あらかじめ当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

第二十條の二を第二十條の三とし、第二十條の次に次の一条を加える。

(市町村の分担金)

第二十條の二 前条第二項の規定により都道府県の負担する費用のうち、その事業が当該都道府県の区域内の市町村に著しく利益を与えるものについては、当該事業による受益の限度において、当該市町村に対し、当該事業に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の同意を得るとともに、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

第三十七條第一項ただし書中「又は漁港管理規程によつてする場合」を若しくは漁港管理規程によつてする場合又は次条第四項の規定により貸付けをする場合に改め、同条の次に次の一条を加える。

(行政財産である特定漁港施設の貸付け)

第三十七條の二 漁港(その取り扱う水産物の数量が農林水産省令で定める数量以上であるものに限る。以下この条において同じ。)における特定漁港施設(漁獲物の処理、保蔵及び加工の用に供する施設その敷地を含む)その他の農林水産省令で定める漁港施設をいう。以下この条において同じ。を運営し、又は運営しようとする者は、当該漁港の漁港管理者に対し、農林水産省令で定めるところにより、特定漁港施設の運営の事業を実施するために必要な資力及び信用を有することその他の農林水産省令で定める基準に適合するも

のである旨の認定を申請することができる。

2 漁港管理者は、前項の認定の申請があつた場合において、その申請を行つた者が同項の農林水産省令で定める基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

3 漁港管理者は、前項の認定をするに当たつては、農林水産省令で定めるところにより、当該認定の申請内容の公告、縦覧その他の次の貸付けが公正な手続に従つて行われることを確保するために必要な措置を講じなければならない。

4 国又は地方公共団体(これらの者の委託を受けて特定漁港施設の管理を行う漁港管理者を含む。以下この条において同じ。)は、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十八条第一項又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、行政財産(国有財産法第三條第二項又は地方自治法第二百三十八条第四項に規定する行政財産をいう)である特定漁港施設を第二項の認定を受けた者に貸し付けることができる。

5 前項の規定による貸付けについては、民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百四条並びに借地借家法(平成三年法律第九十号)第三條及び第四條の規定は、適用しない。

6 国有財産法第二十一条及び第二十三条から第二十五条まで並びに地方自治法第二百三十八條の五第四項から第六項までの規定は、第四項の規定による貸付けについて準用する。

7 漁港管理者は、第二項の認定を受けた者が第一項の農林水産省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を受けた者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

8 漁港管理者は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従い必要な措置をとらなかつたときは、第二項の認定を取り消すことができる。

9 前各項に定めるもののほか、特定漁港施設の貸付けに関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

附則第二項中「第二十条第二項又は第三項」を「第二十条第四項又は第五項」に改める。

附則第三項中「第二十条第四項」を「第二十条第六項」に改める。

附則第四項中「第四条第二号」を「第四条第一項第二号」に、「第二十条第二項、第三項又は第四項」を「第二十条第四項、第五項又は第六項」に改める。

附則第七項中「第二十条第二項又は第三項」を「第二十条第四項又は第五項」に改める。

附則第八項中「第二十条第四項」を「第二十条第六項」に改める。

(後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部改正)
第二条 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和三十六年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第十号中「漁港」の下に「及び漁場」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中漁港漁場整備法第三十七條の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第五條及び第六條の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(離島振興法の一部改正)

第二条 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

別表二中「第二十条第二項及び第三項」を「第二十条第四項及び第五項」に改める。

(沿岸漁場整備開発法の一部改正)

第三条 沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律

第四十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「第四条」を「第四条第一項」に改める。

(有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部改正)

第四条 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律(平成十四年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第八条中「第四条」を「第四条第一項」に、「同条第二号」を「同項第二号」に改める。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第五条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一条及び第二十二条を次のように改める。

第二十一条及び第二十二条 削除

別表第十一号中「特定漁港施設運営高度化推進事業」を「削除」に改める。

(構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の構造改革特別区域法第二十一条第一項の規定により同項に規定する特定漁港施設の貸付けを受けている事業者は、第一条の規定による改正後の漁港漁場整備法第三十七条の二第二項の規定により漁港管理者の認定を受けた者とみなす。

(政令への委任)

第七条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

平成十九年五月二十一日印刷

平成十九年五月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A